省　令

○総務省令第四十号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条の規定に基づき、就業構造基本調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年四月九日

総務大臣　川端　達夫

就業構造基本調査規則の一部を改正する省令

就業構造基本調査規則（昭和五十七年総理府令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「就業構造基本調査を」を「就業構造基本統計を」に改める。

第六条第一項第一号へを次のように改める。

へ　現在の居住地に関する事項

第六条第一項第一号に次のように加える。

ウ　育児及び介護の状況

キ　東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）による仕事への影響

第六条第一項第一号中ナをムとし、ネをラとし、同号ツ中「及び就業理由」を削り、同号中ツをナとし、ヨからソまでをレからネまでとし、同号カ中「又は」を「及び」に改め、同号中カをタとし、ワをヨとし、ヲをワとし、ワの次に次のように加える。

カ　雇用契約の期間及び更新回数

第六条第一項第一号中ルをヲとし、チからヌまでをリからルまでとし、トの次に次のように加える。

チ　収入の種類

第六条第一項第二号中ロを削り、ハをロとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第四十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百七十二条及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第百四十五条、政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第二項並びに政党助成法（平成六年法律第五号）第十七条第二項（同法第二十八条第二項において準用する場合を含む。）、第十八条第二項（同法第二十九条第三項において準用する場合を含む。）及び第四十二条の規定に基づき、公職選挙法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年四月九日

総務大臣　川端　達夫

公職選挙法施行規則等の一部を改正する省令

（公職選挙法施行規則の一部改正）

第一条　公職選挙法施行規則（昭和二十五年総理府令第十三号）の一部を次のように改正する。

第二十三条に次のただし書を加える。

ただし、同項に規定する振込みの明細書であつて当該支出の金額及び年月日を記載したもの（以下この条において「振込明細書」という。）に支出の目的が記載されているときは、当該振込明細書の写しをもつて同項の規定により振込明細書の写しに併せて添付する支出の目的を記載した書面とすることができる。

（政治資金規正法施行規則の一部改正）

第二条　政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「振込み若しくは振替の明細書であつて支出の金額及び年月日を記載したものの写し（次項において「振込明細書の写し」という。）」を「振込明細書の写し」に改め、同条第二項中「支出の目的を記載した書面」の下に「（以下「支出の目的を記載した書面」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、振込明細書に支出の目的が記載されているときは、当該振込明細書の写しをもつて支出の目的を記載した書面とすることができる。

（政党助成法施行規則の一部改正）

第三条　政党助成法施行規則（平成六年自治省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第十四条第三項中「支出の目的を記載した書面」の下に「（以下「支出の目的を記載した書面」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、第一項の振込みの明細書に支出の目的が記載されているときは、当該振込明細書の写しをもつて支出の目的を記載した書面とすることができる。

別記第八号様式記載要領10中「（第9号様式の2）」の次に「（第14条第3項ただし書の場合を除く。）」を加える。

附　則

1　この省令は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

2　この省令による改正後の公職選挙法施行規則の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

3　この省令による改正後の政治資金規正法施行規則第十条第二項の規定は、施行日の属する年以後の年に係る政治資金規正法第十二条第一項の規定による報告書及び施行日以後に同法第十七条第一項の規定により同項の報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書に併せて提出すべき支出の目的を記載した書面について適用し、施行日の属する年の前年以前の年に係る同法第十二条第一項の規定による報告書及び施行日前に同法第十七条第一項の規定により同項の報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書に併せて提出すべき支出の目的を記載した書面については、なお従前の例による。

4　この省令による改正後の政党助成法施行規則第十四条第三項の規定は、施行日の属する年以後の年に係る政党助成法第十七条第一項の報告書及び同法第十八条第一項の支部報告書並びに施行日以後に同法第二十八条第一項の規定により報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書及び施行日以後に同法第二十九条第一項の規定により支部報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該支部報告書に併せて提出すべき支出の目的を記載した書面の提出について適用し、施行日の属する年の前年以前の年に係る同法第十七条第一項の報告書及び同法第十八条第一項の支部報告書並びに施行日前に同法第二十八条第一項の規定により報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書及び施行日前に同法第二十九条第一項の規定により支部報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該支部報告書の提出については、なお従前の例による。

5　この省令の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの省令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

告　示

○法務省告示第百四十四号

北海道標津郡中標津町役場保存の次の原戸籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十四年五月九日までに、同町長に対して、次の手続をしてください。

一　当該原戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる原戸籍の謄本、抄本又は原戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、中標津町役場又は釧路地方法務局根室支局に照会すること。

平成二十四年四月九日

法務大臣　小川　敏夫

北海道標津郡中標津町字武佐南九線西十九番地

同町字武佐南九線西十九番地　大竹　茂男

同町字武佐南六線西四十四番地　大竹　忠男

同町字武佐十九線七十七番地　吉田　正作

同町字開陽二十三線七十七番地　山本　雪信

同町字開陽二十四線八十五番地　石丸　秀雄

同町字開陽二十四線六十八番地　小木　仁作

同町字武佐二十線五十五番地　髙平　憲藏

同町字武佐十八線九十三番地　佐藤　信憲

川端　秀信

○法務省告示第百四十五号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十四年四月九日

法務大臣　小川　敏夫

住所　静岡市駿河区池田2260番地6

李明陽　平成6年6月1日生

住所　千葉県柏市柏1273番地23

洪勇秀　昭和52年2月21日生

住所　岡山県倉敷市連島町西之浦540番地21

グィェン・ティ・トウ・ホン　昭和56年8月8日生